公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金第十七期決算公告

一、事業概要
　ホームヘルパーの活動支援のための車両購入助成金として社会福祉法人有田町社会福祉協議会に八〇〇、〇〇〇円、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会呼子支所に八〇〇、〇〇〇円を給付した。
二、財産目録（平成二十四年三月末現在）
　資産合計　六六一、七五一円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　六六一、七五一円
平成二十四年十月十日
　佐賀県佐賀市唐人二丁目七番二〇号
　公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金
　受託者　株式会社佐賀銀行

配当公告

　名古屋市中区金山一丁目二番五号
　破産者　株式会社ヒカリ急送
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第二四三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金二九〇、八三二、一二三円
（内優先的破産債権額　金九五九、五三八円）
一、配当することのできる金額
　金三四、四九一、九四九円
（内優先的破産債権額　金九五九、五三八円）
平成二十四年十月十日
　名古屋市東区東桜一丁目一〇番二九号パークサイドビル栄五階
　破産管財人　髙木　道久

配当公告

　鹿児島県出水郡長島町蔵之元一七三番地
　破産者　被相続人亡長嵜功相続財産
右の者に対する鹿児島地方裁判所川内支部平成十四年（フ）第八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金六八五、八七四、四六九円
一、配当することのできる金額
　金一一、〇〇六、〇〇四円
平成二十四年十月十日
　鹿児島市山下町一六番一一号
　破産管財人　弁護士　新倉　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道札幌市中央区南七条西五丁目一番地、最後の住所札幌市中央区南三条西六丁目三番地二　南三条グランドビル九〇二号
　被相続人　亡　菊地　敏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　札幌市豊平区中の島一条四丁目四番九号
　相続財産管理人　中川　白

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍宮城県気仙沼市波路上原一一八番地二、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　畠山登美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　岩手県一関市花泉町金沢字鹿ノ鼻下三七番地二　相続財産管理人　阿部　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍宮城県石巻市泉町二丁目四五番地六九、最後の住所宮城県石巻市泉町二丁目七番三五号
　被相続人　亡　佐藤　猛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　宮城県石巻市立町一丁目四番一五号石巻ビルディング四階あおぞら総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　小川　真儀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍宮城県柴田郡川崎町大字今宿字南立野四九番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　追木　和治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号新仙台ビル五階　相続財産管理人　上林　佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県桶川市大字上日出谷八七四番地六、最後の住所埼玉県桶川市大字上日出谷八七四番地の六　被相続人　亡　石田　憲彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　宗像　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍千葉県船橋市三山四丁目七番、最後の住所千葉県船橋市三山四丁目七番一五―三〇三号　被相続人　亡　出口　勝史
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　事務所東京都新宿区新宿六―七―一エルプリメント新宿二〇四湯島山手法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　松田　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍横浜市青葉区榎が丘六番地一一、最後の住所横浜市青葉区みたけ台二一番地三
　被相続人　亡　山口百合子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ九階
　相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都文京区千駄木四丁目二四四番地、最後の住所横浜市旭区上白根町一〇九二番地社会福祉法人白根学園しらねの里
　被相続人　亡　岸山　稔
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年十月十日
　事務所横浜市中区太田町四―五五　横浜馬車道ビル六階
　相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

第８期決算公告

平成24年10月10日
東京都千代田区永田町二丁目13番10号
流山プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（平成24年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
預金	851,136	流動負債	397,878
建物及び附属設備	6,011,248	固定負債	12,114,509
構築物	165,526	**負債合計**	**12,512,387**
器具及び備品	15,876	社員資本	1,004,479
機械及び装置	16,954	特定資本金	405,200
土地	5,251,990	優先資本金	737,800
特定資産合計	**12,312,729**	剰余金	△138,521
流動資産	1,098,215	当期未処理損失	138,521
固定資産	105,851		
投資その他の資産	105,851		
繰延資産	71		
その他の資産合計	1,204,137	**純資産合計**	1,004,479
資産合計	13,516,866	**負債・純資産合計**	13,516,866

損益計算書の要旨
（自　平成24年１月１日　至　平成24年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	640,485
営業費用	370,514
営業利益	269,971
営業外収益	135
経常利益	270,106
税引前当期純利益	270,106
住民税	475
当期純利益	269,631
前期繰越損失	408,152
当期未処理損失	138,521